



二四七号)

○委員長(青木一男君) 国家公務員に対する寒冷手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部改正に関する請願(第六八五号)

○公務員の給与改善に関する請願(第一三九五号)

○教育職員の給与改訂に関する請願(第二〇号)

○委員長(青木一男君) これより委員会を開きます。

委員変更について御通知いたしました。本日長島銀蔵君が辞任されました、その補欠として井上清一君が選任されました。

○委員長(青木一男君) 国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務員病年金等の額の改定に関する法律案を議題として質疑に入ります。――別に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御発言もなければ、討論はしないものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 全員挙手、よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における口頭報告の内容、議長に提出すべき報告書の作成その他諸般の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願うことにいたしました。御異議ございませんか。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

○委員長(青木一男君) 総員挙手、よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

ものが違った扱いを受けることもどうかと思ひますから、本件は継続審査に付することにいたしましたと思ひますが、これについて御相談願ひたいと思ひます。

○委員長(青木一男君) 本案につきましては、まだ審査を終えておりませんので、閉会中もなお審査を継続するため継続審査要求書を議長に提出することといたしました。御異議ございませんか。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

従来その特殊な勤務の事情を考慮し、国家公務員に比べて相当程度上位の給与水準で支給されるよう定められていた。ところが退職手当については国家公務員の行政整理等の場合は、通常の退職手当をさらに増率する等の特別措置がなされているにもかかわらず、駐留軍等勤務者に関してはこの点の考慮がなされていないために国家公務員の退職手当より低位におかれている現状である。

今般米陸軍部隊並びに国連軍の撤退等に伴う大量解雇の問題が発生している現在、駐留軍等勤務者の退職手当については国家公務員等との均衡を考慮し相当程度の増額の行われるよう適当な措置をとることを申し入れる。

○委員長(青木一男君) 以上でございます。

○江田三郎君 年月日とあて名は……。

○吉田法晴君 それは、昭和三十一年六月三日、内閣総理大臣鳩山一郎殿宛とし。

以上の案文全員の皆さんの何とぞ御賛成がいただけますようにお願いいたします。

○委員長(青木一男君) 本案は日時の関係上審議終了といたします。

次に、ただいま吉田法晴君提出の駐留軍等勤務者の退職手当に関する決議案を問題といたします。

本決議案を委員会の決議とすることに御異議ございませんか。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

いたします。

国の防衛に関する調査、国家行政組織に関する調査、国家公務員制度及び恩給に関する調査につき、閉会中もお調査を継続するため継続調査要求書を議長に提出することとしたして御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めさう決定いたします。

なお、要求書の内容手続等は委員長に御一任願うこととしたして御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めてさう決定いたしました。

○委員長(青木一男君) 次に、本委員会に付託されました請願第一号、広島県忠海町の地域給に関する請願、宮澤喜一君紹介、外百八件の請願を議題といたします。速記停止。

午前十一時四十八分速記中止

午後零時九分速記開始

○委員長(青木一男君) 速記を始め。

請願につきましては、昭和三十年国勢調査諸経費全額国庫負担に関する請願、軍人恩給改訂に関する請願、陸上自衛隊松本駐とん地部隊射撃場移転に関する請願、旧海軍特務士官等の恩給改訂に関する請願、未帰還公務員の恩給に関する請願、公共職業安定所職員の俸給調整に関する請願、恩給法の一部改正に関する請願、地籍調査事業費全額国庫補助に関する請願、旧軍人等の公務死認定基準拡大等に関する請願、高等学校農業教職員の待遇特別措置に関する請願、恩給不均衡是正に関

する請願、元沖繩県有給吏員の恩給に関する請願、教職を追放された者の恩給に関する請願、戦傷病者の恩給増額等に関する請願、建設省外三現業官庁職員の定員増員に関する請願、恩給法の一部改正に関する請願、厚生省未帰還調査部の定員増員に関する請願、岡山県に陸上自衛隊設置の請願、奄美大属分離期間中の恩給年限通算に関する請願、旧軍人関係公務扶助料の倍率改訂等に関する請願、旧軍人恩給の加算制復元に関する請願、臨時教育制度審議会設置法案反対に関する請願、軍人恩給改訂に関する請願、地域給に関する請願、薪炭手当に関する請願、寒冷地手当に関する請願、公務員の給与改善に関する請願、教育職員の給与改訂に関する請願、外同趣旨の請願九十八件につきましては、議院の会議に付し、内閣に送付するを要するものと決定いたしました。

審査報告書については委員長に御一任を願います。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。

それではこれで本委員会は全部議了いたしましたして、任務を終了いたしました。

どうも、委員各位の御協力を感謝いたします。(拍手)

午後零時十四分散会

昭和三十一年六月九日印刷

昭和三十一年六月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局